

小金井市立保育園の在り方に関する方針（案）に係る会議の議事録（抜粋）

1 会議について

庁議、公共施設等総合管理計画策定推進本部、行財政再建推進本部の合同開催

2 議事録抜粋

(1) 令和 7 年 5 月 2 7 日開催

<p>議題 2 厚生文教委員会への行政報告について (2) 市立保育園に係る今後の対応について</p> <p>議題 3 各部連絡事項 (2) 小金井市立保育園の在り方検討委員会からの答申について (議題 2(2)及び議題 3(2)については、保育施策調整担当課長が一括で説明を行った。)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 小金井市立保育園の在り方検討委員会からの答申については、本日提出している資料をご覧ください。</li><li>○ 令和 6 年 6 月に小金井市立保育園の在り方検討委員会を設置し、市長から小金井市全体の保育の質の維持向上に向けた小金井市立保育園に期待される役割について、小金井市立保育園を取り巻く課題について、小金井市立保育園の在り方について諮問したところである。</li><li>○ 小金井市立保育園の在り方検討委員会は、令和 6 年 6 月から令和 7 年 5 月にかけて、計 1 0 回開催し、令和 7 年 5 月 2 3 日に答申をいただいた。今後の予定については、資料のとおり。</li></ul> <p><b>【関連質疑等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 議会への説明については、できるだけ早くに全員協議会を開催する必要があると考え、調整しているところである。</li><li>○ 今後の方針を決定していくに当たっては、全庁を挙げて対応いただくことを願います。最大限に答申を尊重しつつ、可能な限り庁議の中で協議し、庁内調整をしながら策定に向けて動いていきたい。</li> <li>○ 答申について、民間園からの反応を聞きたい。 → 答申の骨子について民間園へ意見を伺い、その意見を委員にも共有した中で答申を検討いただいたものである。</li> <li>○ 行政報告について、まだ第 2 副市長がいない中で決定して良いのかどうか、また、日程を把握されているのかを聞きたい。 → 第 2 副市長への説明はこれからであるが、説明会にも出席していただく必要があると考えており、秘書係とも日程調整をしている。</li> <li>○ 全員協議会の前に各会派へ説明したほうが良いのではないかと。 → パブコメを公表する前に各会派へ説明する必要があると考えている。</li> <li>○ 6 月 2 4 日の庁議で方針を決定するということか。 → 基本的にそこを目指したいが、非常に厳しい日程のため、パブコメ前に臨時で庁議をお願いすることも考えている。</li> <li>○ 公共施設の在り方検討も行っているため、方針を検討するに当たっては、公共施設マネジメント推進担当にも協議していただきたい。 → 既に意見交換しており、一緒に整理していきたい。</li></ul>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 実施計画や定員管理などへの影響についても適宜協議させていただきたい。

(本件については承認され、以上で終了。)

## (2) 令和7年6月10日開催

### 議題3 各部連絡事項

- (1) 「(仮称) 小金井市保育の在り方に関する方針(案)」の検討の方向性について  
(第44回公共施設等総合管理計画策定推進本部及び第434回行財政再建推進本部と同時開催)  
(本件については、子ども家庭部長が説明を行った。)

- 答申を最大限尊重し、市全体の保育の質の維持向上のため、4つの役割を果たしていくことが基本と考える。そのためには、定員管理、保育園の老朽化対策、スペースの確保等の課題に対応していく必要がある。
- 園数毎の対応については、現行の児童定員を維持した場合と減らした場合の対応について整理し、定員管理・老朽化対策・スペース確保の観点で比較した。詳細は、資料をご覧ください。
- 答申において、2園では4つの役割を果たすことが難しいとされたことを踏まえ、市として園数を判断していく必要があると考える。
- 決定までのスケジュールについては、6月26日までに決定していきたい。
- 方針(案)の決定後、6月27日からパブリックコメント、28日から保護者向けの説明会、7月1日に全員協議会というスケジュールで進めていく予定である。

(以下の要旨で市長から発言があった。)

- 今回の方針(案)検討では、答申を最大限尊重し、その中で明確に位置付けられた新たな役割を確実に進めていくことが重要であり、2園では役割を果たすことが難しいとされたことを踏まえ、少なくとも3園以上で検討していかなければならないと考える。
- 現行の児童定員を維持したままでは、新たな役割に必要なスペース確保ができないため、定員削減も含め、様々な組み合わせを検討する必要がある。市全体で保育の質の維持向上に努めていくため、各部各課のご理解ご協力をお願いします。

#### 【関連質疑等】

- 答申も尊重しつつ、従来の市の方針は3園廃止だったため、厳しい判断になると思うが、これまでに進んできたことにも配慮し、できるだけ影響が無い判断をお願いしたい。
- 在り方検討委員会で民間園の委員が辞任されたことに関し、その後、民間園との信頼関係の構築はどのような状況か。  
→ 4月には民間園から答申案に対するご意見をいただいております、意見交換はできています。
- 市長は直接民間園の方と会っていないので、機会を設ける必要があるのではないかと。  
→ 調整させていただきたい。
- ここでの「保育の質」とは、何を指しているものか。  
→ 定量的に測れるものではなく、明確な回答が難しいが、保育士の人材や社会的に問題となっているような事件や事故を未然に防ぐこと等、公民間問わず保育者自身が学びあいながら意識していかなければならないものとする。
- 9月までに条例改正することが不可欠と認識している。その反面、職員団体と合意している内容もあることから、その点についてもご協力いただきたい。
- 市の方針は2園だったため、内容によっては市長報告に該当する案件ではないかと。  
→ まだ決定の段階ではないため、市長報告には該当せず、議案の説明での対応になると考えている。
- 現時点の財政状況としては、令和6年10月時点の実施計画から更に厳しくなっており、既存事業であっても事業費が増加している。実施計画で見込んでいた事業であっても、その全てを実施していくのは難しくなることが想定され、全ての部に影響が出る可能性も念頭に検討をいただきたい。

(本件については承認され、以上で終了。)

(3) 令和7年6月17日開催

議題1 各部連絡事項

(1) (仮称)小金井市保育の在り方に関する方針(案)について  
(第45回公共施設等総合管理計画策定推進本部及び第435回行財政再建推進本部と同時開催)

(本件については、子ども家庭部長が説明を行った。)

- 前回の庁議内容を資料の1のとおり、答申尊重ということ、4つの役割を果たすこと、それらを踏まえ園数については市として対応が必要なこと、他の事業等への影響を最小限とすることの4つにまとめている。
- 2の園数に係る検討結果として、(1)のとおり保育定員の減員についてスペースの生み出しが必要であること。(2)については、①保育定員の観点、②老朽化対応の観点、③地域ブロックの観点について、それぞれ整理をしている。以上のことから、保育定員を減員した上でわかたけ保育園、小金井保育園、けやき保育園の3園が最適であるという結論である。
- 3の各部への依頼として、必要な対応をお願いする。
- 4の方針(案)の構成については、たたき台として記載している。来週の庁議で示せるようにしたい。

(以下の要旨で市長から発言があった。)

- 一つの論点として、園庭保有割合が多摩地域において最下位となっている。それが更に減少することとなるが、総合的に検討した結果は先程説明のとおりである。引き続き各部においても協力をお願いする。

【関連質疑等】

- 現行方針の2園から3園に変わるのであれば、具体的にどのように変わるのか整理をして示していただきたい。その上で判断をしていきたい。
- 2園から3園に変更となると、具体的な職員数が書かれていないが、予定より職員が多く残ることになるかと思う。ほかの部署でも人員が厳しいところがあるので、バランスが取れるように考えていただきたい。
- 職員数については、サービス拡充を含めても減っていくと思われるが、具体的な数字を早く出してほしい。わかたけ保育園は長寿命化が困難と思われるが、今後の対応やその財源についてどのようにするのか。サービス拡充の中で、特別支援保育の枠の年齢撤廃はどのように整理していくのか。
  - 職員数については、労使協議もあるので、企画財政部と調整を行う。わかたけ保育園は長寿命化で耐えられるかなど追って整理することとなる。
  - 特別支援保育の枠の年齢撤廃については、受入れている実態もあるため、その方向で調整していく。医療的ケア児については、現場の職員と調整し、ガイドラインなどで明記できればと考えている。一時保育での配慮が必要な児童の受入れについては、必要な職員数が確保できれば実施できると考えている。
- くりのみ保育園が9年度末、さくら保育園が10年度末に廃園という認識でよいか。
  - そのとおりである。
- 方針(案)では、どこまで具体的な数字を出せるのか。また、9月の条例改正に向けて、総務課と調整はしているのか。
  - 職員数について、方針(案)の段階では、労使合意に至っていないため具体的な数字は記載できない。方針を最終決定する際に記載するかどうか検討したい。条例改正については、総務課と適宜調整したい。
- これまでの3園廃園は人員や財源、国の動向などを鑑み、苦渋の決断だったかと思うが、市として判断をしてきた。今回答申を尊重し、2園廃園とするには、課題とされていたことが解決されていないと一貫性がなくなってしまうのではないか。
- 前方針で3園廃園し2園とする理由であった5つの課題に対してどうするのが見えてこないか、答申を尊重するだけでは説明不足ではないかと思う。
  - 5つの課題に対して方針で何らか言及すべきとは考えているが、より果たさなくてはならない4つの役割との最適解を目指さなくてはならないと考えている。

(本件については、以上で終了。)

(4) 令和7年6月24日開催

議題1 各部連絡事項

(2) (仮称) 小金井市立保育園の在り方に関する方針(案)について  
(第46回公共施設等総合管理計画策定推進本部及び第436回行財政再建推進本部と同時開催)  
(本件については、子ども家庭部長が説明を行った。)

- 方針(案)のタイトルを変更した。
- 前方針と新たな本方針の主な変更点について、資料にまとめている。詳細は資料のとおり。
- 保育士の正規職員数については、市全体への影響が最小になるよう、新たな4つの役割を担当する職員を含めたとしても、前方針以下の職員数で検討している。
- 4つの役割については、本方針の中に記載しており、特に医療的ケア児の受け入れ態勢については、けやき保育園に配置する方針としている。
- 条例関係については調整中であり、資料の定員等の数字については古いままのため、今後変更する予定である。
- 方針の中に条例が載るのは異例ではあるが、条例案を示しながらパブリックコメントを実施したいと考えている。
- 9月に条例改正することが必須であることから、よろしく願います。

【関連質疑等】

- 9月に条例改正が必要な理由は何か。  
→ 10月から令和7年度途中からの募集、令和8年度の募集数の根拠となる条例であるため。
  
- 同じ条例の廃止と可決について、定例会の中での扱いはどのように考えているのか。  
→ 現時点では、新しい条例の付則で旧条例を廃止することを考えており、議案としては一つにする。
  
- さくら保育園について、令和7年度中に2歳児クラスの定員を12名にするということだが、職員の対応は大丈夫か。  
→ 新たな職員の採用が決まれば、さくら保育園に配置する予定である。
  
- 4ページの老朽化への対応について、「大規模な改修」と記載されているが、個別施設計画の中では「長寿命化改修」となっているため、調整していただきたい。

(本件については、以上で終了。)

(5) 令和7年6月26日開催

議題1 小金井市立保育園の在り方に関する方針(案)に対する意見募集について

議題2 市議会全員協議会への資料の提出について

(1) 小金井市立保育園の在り方に関する方針(案)について

議題3 各部連絡事項

(1) 小金井市立保育園の在り方に関する方針(案)について

(議題1、議題2(1)、議題3(1)については、子ども家庭部長が一括で説明を行った。)

- パブリックコメントについては、6月27日から7月26日の期間で実施するものである。詳細は、資料のとおり。
- 方針(案)について、前回からの主な変更点は、市長の巻頭言を追加したこと、条例(案)を追加したことである。

【関連質疑等】

- 巻頭言について、確認が必要ではないか。  
→ 確認については、理事者一任とする。

(本件については承認され、以上で終了。)

「(仮称) 小金井市保育の在り方に関する方針 (案)」の検討の方向性について

1 答申への対応

- ① 新方針は答申の内容を尊重するものとする。
- ② 市立保育園は、認可保育園としての保育業務に加え、答申で示された4つの役割を果たし、市全体の保育の質の維持向上に努めていく。

2 役割の実現 (保育の質の維持・向上) のために市として対応が必要なこと

- ① 定員管理の観点
  - ・ 4つの役割を担う職員の確保
  - ・ 恒常的な欠員状態の解消
- ② 公共施設マネジメントの観点
  - ・ 市立保育園の老朽化対策 (大規模修繕等)
  - ・ 4つの役割を行うためのスペースの確保 (増床又は生み出し)

3 市立保育園の園数 (配置) 毎の対応

① 上記2を踏まえた配置の検討

[現行の保育園の児童定員を維持]

	5園の場合	4園の場合	3園の場合	2園の場合
定員管理	増員が必要	増員が必要	増員が不要	増員が不要
老朽化対策※	3施設	2施設	1施設	なし
スペース確保	増床が必要	増床が必要	増床が必要	増床が必要

[保育園の児童定員を現行より減らした上での対応]

	5園の場合	4園の場合	3園の場合	2園の場合
定員管理	増員が必要	増員が必要	増員が不要	増員が不要
老朽化対策※	3施設	2施設	1施設	なし
スペース確保	既存施設で対応	既存施設で対応	既存施設で対応	既存施設で対応

※大規模改造工事の目安の60年が迫る R7.4.1 時点で築50年以上の施設数

② 市としての配置の判断

答申では2園では市立保育園の役割を果たすことは難しいとされたこと。

この答申と上記2、上記3①を踏まえて、市として園数 (配置) を判断する。

4 4つの役割の実施

3②の判断に基づき、4つの役割を実施していく職員体制と実施スケジュールを検討する。

「(仮称) 小金井市保育の在り方に関する方針 (案)」について

1 令和7年6月10日 (庁議・公共施設等総合管理計画策定推進本部 (第44回)・第434回  
行財政再建推進本部) の協議内容

- ① 新方針は答申の内容を尊重するものとする。
- ② 市立保育園は、認可保育園としての保育業務に加え、答申で示された4つの役割を果たし、市全体の保育の質の維持向上に努めていく。
- ③ 市立保育園の園数 (配置) については、配布資料中「1 答申の内容」、「2 役割の実現 (保育の質の維持・向上) のために市として対応が必要なこと」及び「3 市立保育園の園数 (配置) 毎の対応①上記2を踏まえた配置の検討」を踏まえ判断する。
- ④ 他の事業等への影響を最小限とする。

2 市立保育園の園数 (配置) に係る検討結果

(1) 「保育定員の減員」について

4つの役割を果たすためには、役割を実施するためのスペースが必要であり、既存施設の増床を行うことなく役割を実施するためには、保育定員の減員によるスペースの生み出しが必要である。

(2) 「園数 (配置)」について

① 保育定員の観点

保育定員を減員することにより、5園～2園、いずれの場合でも役割対応職員の生み出しは可能となるが、5園では全ての園で0歳児クラスの保育を行う職員確保ができない。4園においても一部の園では全ての学年のクラスが確保できない又は新しい役割を対応する職員の配置が困難となる。

② 老朽化対応の観点

5園中3園 (くりのみ保育園、わかたけ保育園、さくら保育園) は築50年を超えており、当該園を含む園数とする場合、当該園に対する大規模改造等の対応が必要となる。

③ 地域ブロックの観点

答申で指摘されるとおり、2園では市立保育園の役割を果たすことが困難。また、「地域ブロック毎に市立保育園を拠点として配置する」という点では、さくら保育園は比較的市の端に位置し、けやき保育園とくりのみ保育園はカバーする地域に比較的重複がみられる。

以上のことから、答申を尊重し、地理的な配置や役割の実現性を考えた上で、他の市の施策への影響が最小限である「保育定員を減員した上で3園 (わかたけ保育園、小金井保育園、けやき保育園)」が最適であると考えられる。

3 各部への依頼

上記検討結果に基づき、各部局において必要な対応をお願いしたい。

#### 4 方針（案）の構成について（たたき台）

はじめに

（経過と判断について、市長の巻頭言に含めて記載）

##### 1 方針策定の目的と位置づけ

（旧方針との違い、すこやか保育ビジョンとの関係、こどもの最善の利益のための方針であること等を記載）

##### 2 市立保育園の在り方の検討

###### (1) 基本的な考え方

（答申を尊重すること、他の施策への影響を最小とする判断等を記載）

###### (2) 課題の整理

（答申の指摘に基づいた検討の内容を記載）

##### 3 市立保育園の在り方の策定

###### (1) 市立保育園の役割

（答申で示された4つの役割に対する市の対応等を記載）

###### (2) 園数（配置）

（園数と定員減等について記載）

###### (3) 運営体制

（保育業務+新たな役割に対する職員体制等について記載）

##### 4 在り方の策定に伴う対応

###### (1) 在園児及び保護者対応

（在園児・保護者への対応、配慮等について記載）

###### (2) 施設の維持管理

（施設の維持管理に関する今後の考え等について記載）

###### (3) ICT導入

（市立保育園のICT環境整備の対応について記載）

##### 5 市全体の保育の質の維持・向上に向けた取組

###### (1) 市立保育園の役割の実施

（実施内容、実施スケジュール等を記載）

###### (2) 指導検査体制等の整備

（指導検査体制の整備内容、スケジュール等を記載）

##### 6 方針に基づく市立保育園条例

（方針内容を踏まえた、市立保育園条例案を記載）

( 仮 称 ) 小 金 井 市 立 保 育 園 の 在 り 方 に 関 す る 方 針 ( 案 ) に つ い て

1 新 た な 保 育 業 務 の 総 合 的 な 見 直 し 方 針 か ら の 主 な 変 更 点

項 目	前 方 針	本 方 針
閉園対象園	3園 (くりのみ・わかたけ・さくら)	2園 (くりのみ・さくら)
閉園年度	くりのみ・さくら：令和9年度末 わかたけ：未定	くりのみ：令和9年度末 さくら：令和10年度末
正規職員数	118人/5園 → 91人/3園	4つの役割対応を担当する職員を含めた正規職員総数について前方針以下を検討中
保育定員	くりのみ・さくら →段階的に縮小し閉園 わかたけ・小金井・けやき →保育定員は減員しない	くりのみ・さくら →段階的に縮小し閉園 わかたけ・小金井・けやき →保育定員を減員する →小金井保育園の年齢別保育を異年齢保育に変更する。
サービス拡充	特別支援保育卒の拡大 12人/3園	前方針以上を検討中
	要保護児童・要支援家庭への支援	4つの役割「難度の高い保育を率先して担う役割」として担当職員を配置し実施する。
	地域子育て支援機能の充実	4つの役割「在宅子育て家庭を支援する役割」として担当職員を配置し実施する。
	巡回支援チームの設置 保育課に保育士・看護師・栄養士を配置し実施。	保育課に配置せず、4つの役割のうち「地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割」として担当職員を配置し実施する。
	保育の質のガイドラインの普及・活用促進	4つの役割「地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割」として担当職員を配置し実施する。
その他新規		4つの役割「難度の高い保育を率先して担う役割」のうち、医療的ケア児の受け入れ体制をけやき保育園に配置する。
		4つの役割「在宅子育て家庭を支援する役割」のうち、こども誰でも通園対応として担当職員を配置し実施する。
		4つの役割「緊急時に地域の子どもと保育を守る役割」について、随時対応する。
		指導検査体制の整備 市内対象施設に対し、3年に1回は指導検査を実施できる体制を検討する。
		園のICT環境の整備 システムの活用、端末や通信環境の整備を検討する。

※上表は変更点を抜粋し、変更がなく同様の対応の場合は記載していない。

※前方針は令和10年度時点の内容で記載している。